第二百十四条第二号中「第三百六十九条第五号」を「第三百六十九条第六号」に改める。

第三百五十条中「）において準用する場合を含む。）」の下に「、第九十六条の二十二第三項（同条第五項、第九十六条の三十四第三項及び第四項、第九十六条の四十第五項並びに第九十六条の四十三において準用する場合を含む。）」を加える。

第三百五十四条第一項第一号中「商品取引所」の下に「、農林水産省関係商品市場のみを開設する株式会社商品取引所の主要株主（第九十六条の十九第一項の認可を受けた者をいう。以下この条において同じ。）、農林水産省関係商品市場のみを開設する株式会社商品取引所を子会社とする商品取引所持株会社若しくは商品取引所持株会社の主要株主（第九十六条の三十一第一項の認可を受けた者をいう。以下この条において同じ。）」を加え、同項第二号中「商品取引所」の下に「、経済産業省関係商品市場のみを開設する株式会社商品取引所の主要株主、経済産業省関係商品市場のみを開設する株式会社商品取引所を子会社とする商品取引所持株会社若しくは商品取引所持株会社の主要株主」を加え、同項第三号中「商品取引所」の下に「、株式会社商品取引所の主要株主、商品取引所持株会社、商品取引所持株会社の主要株主」を加える。

第三百五十四条の次に次の一条を加える。

（内閣総理大臣への事前通知）

第三百五十四条の二　主務大臣は、商品取引所又は商品取引所持株会社に対し、次に掲げる処分をする場合には、あらかじめ、内閣総理大臣に通知するものとする。

一　第九十六条の三十八又は第九十六条の四十第一項の規定による第九十六条の二十五第一項又は第三項ただし書の認可の取消し（取引所金融商品市場の開設の業務を行う会社を子会社とする商品取引所持株会社に係るものに限る。）

二　第九十六条の四十第一項の規定による第九十六条の三十七第一項ただし書の認可の取消し（取引所金融商品市場の開設の業務を行う会社を子会社とすることに係るものに限る。）

三　第百五十九条第一項又は第二項の規定による第九条又は第七十八条の許可の取消し（第三条第一項ただし書の認可及び金融商品取引法第八十条第一項の免許を受けて、金融商品市場の開設の業務を行う株式会社商品取引所又は第三条の二第一項ただし書の認可を受けて、取引所金融商品市場の開設の業務を行う会社を子会社とする商品取引所に係るものに限る。）

四　第百五十九条第一項第四号の規定による第三条第一項ただし書の認可の取消し（金融商品市場の開設の業務に係るものに限る。）

五　第百五十九条第一項第五号の規定による第三条の二第一項ただし書の認可の取消し（取引所金融商品市場の開設の業務を行う会社を子会社とすることに係るものに限る。）

第三百六十条中「第百十八条第二号若しくは第三号」を「第九十六条の四十第二項、第百十八条第二号若しくは第三号」に改め、「商品取引所」の下に「、商品取引所持株会社」を加える。

第三百六十一条第一号中「第二百十条」を「第九十六条の二十五第一項若しくは第三項、第九十六条の四十第三項又は第二百十条」に改める。

第三百六十二条第一号中「第七十九条」の下に「、第九十六条の二十六」を、「添付書類」の下に「若しくは電磁的記録」を、「記載」の下に「又は記録」を加え、同条第二号及び第三号中「第百五十七条第一項」を「第八十六条の三第一項、第九十六条の二十一第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第九十六条の三十第一項、第九十六条の三十三第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第九十六条の三十九第一項（第九十六条の四十三において準用する場合を含む。）、第百五十七条第一項」に改める。

第三百六十三条第二号中「第二項ただし書」を「第四項」に改め、同条中第十四号を第十七号とし、第三号から第十三号までを三号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の三号を加える。

三　第九十六条の十九第一項若しくは第四項、第九十六条の二十二第二項、第九十六条の三十一第一項若しくは第三項又は第九十六条の三十四第二項の規定に違反した者

四　第九十六条の二十二第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第九十六条の三十四第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第九十六条の四十第一項（第九十六条の四十三において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

五　第九十六条の二十八第一項又は第四項の規定に違反した者

第三百六十七条中第九号を第十一号とし、第二号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

二　第八十六条第三項、第九十六条の十九第三項（第九十六条の二十五第四項又は第九十六条の三十一第四項において準用する場合を含む。）若しくは第九十六条の二十八第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三　第八十六条の二第一項若しくは第九十六条の二十九の規定による対象議決権保有届出書を提出せず、又は虚偽の記載をした対象議決権保有届出書を提出した者

第三百六十八条中「商品取引所」の下に「、商品取引所持株会社」を加え、同条第一号中「第三条、第六十四条」を「第三条第一項、第三条の二第一項、第六十四条、第九十六条の三十七第一項」に改める。

第三百六十九条中第七号を第八号とし、第一号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一　第九十六条の十九第五項（第九十六条の二十五第四項及び第九十六条の三十一第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第三百七十一条第一項第四号中「第三百六十三条第七号、第十号及び第十一号」を「第三百六十三条第二号、第四号、第五号、第十号、第十三号及び第十四号」に改め、同項第五号中「第七号、第十号及び第十一号」を「第二号、第四号、第五号、第十号、第十三号及び第十四号」に改める。

第三百七十二条中第五号を第八号とし、第四号を第七号とし、第三号の次に次の三号を加える。

四　第九十六条の三第一項の規定に違反して、自主規制委員の過半数を社外取締役に選定しなかつたとき。

五　第九十六条の十四第一項の規定に違反して、議事録を備え置かなかつたとき。

六　第九十六条の十六の規定による名簿を公衆の縦覧に供することを怠つたとき。

第三百七十二条の二に次の一号を加える。

三　正当な理由がないのに、第九十六条の十四第二項又は第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する閲覧又は謄写を拒んだ者

第三百七十五条第一号中「）において準用する場合を含む。）」の下に「、第九十六条の二十二第三項（同条第五項、第九十六条の三十四第三項及び第四項、第九十六条の四十第五項並びに第九十六条の四十三において準用する場合を含む。）」を加える。

第三条　商品取引所法の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

商品先物取引法

目次中

「第四章　商品取引員
第一節　許可等（第百九十条―第百九十七条）
第二節　業務（第百九十八条―第二百二十四条）
第三節　合併、分割及び事業の譲渡（第二百二十五条―第二百三十条）」

を

「第四章　第一節　第二節　第三節　第四節　第五節　第四章の二　第一節　第二節　第三節　第四節　監督（第二百三十一条―第二百四十条）」